

# イクメン応援宣言企業向け 助成金、活用してみませんか



うちの男性社員から「育児休業が取りたい！」なんて声は聞いたことがないけど…  
そもそも**取りたがっているの？**

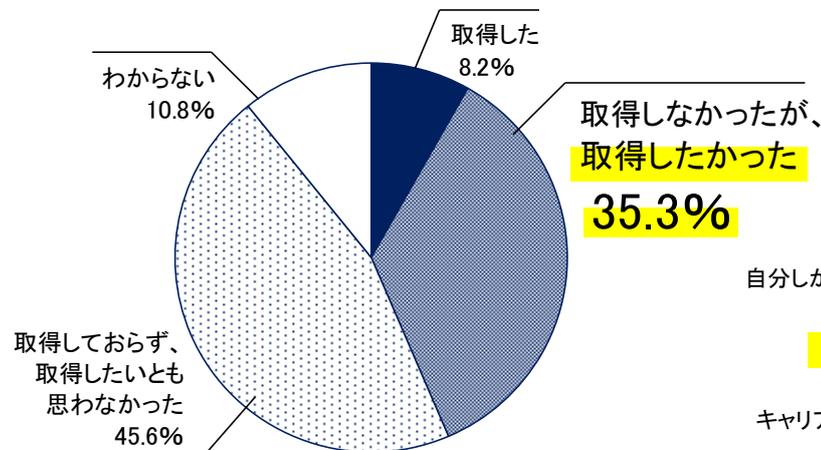


うちは休暇取得率も高いし、取りたいなら取れる環境のはず。  
なのに**手が上がらない**んだよね…。

国の調査では、「育休は取らなかったけど、**実は取りたかった**」という男性が**3割超!**  
あなたの職場だけ例外ということはないそうです。



男性が育休を取らない理由トップ3は職場の在り方や雰囲気ですが、続く4位は**収入面での不安**。  
背中を押す手段として、**助成金は有効**です!



育児休業を希望しない理由 (男性正社員)



末子出生時の育児休業  
取得状況 (男性正社員)

「平成 29 年度仕事と育児の両立支援に関する実態把握のための調査研究事業報告書」(厚生労働省)に基づき労政雇用課が加工

新潟県では、男性労働者が育児に参加しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を「イクメン応援宣言企業」として登録し、その取組を支援しており、その一環として、**男性の育児休業取得に対する助成金**をご用意しています。

「イクメン応援宣言企業」に登録し、助成金を活用して男性社員の背中を押してみませんか。  
男性社員が仕事も育児もがんばれる職場は、きっと、誰にとっても働きやすい職場です。

新潟県はイクメン応援宣言企業の取組を支援しています。





## 交付の条件

次のすべてに当てはまる企業等が助成金の交付対象です。

事業主

労働者

- イクメン応援宣言企業として県に登録された企業
- イクメン応援宣言企業として県に提出する「男性育児休業等応援宣言文」において、連続14日以上育児休業<sup>(※)</sup>取得の推奨に取り組む旨を明記していること
- 就業規則又は労働協約等により育児休業制度を設けていること
- 県内の事業所に勤務する男性労働者に、子が1歳2か月に達するまでの間に開始する、連続した14日以上(勤務を要しない日を含む)の育児休業<sup>(※)</sup>を取得させ、職場復帰後に1か月以上雇用を継続していること
- イクメン応援宣言企業の県内の事業所に勤務する男性労働者
- 暴力団に関与していない者であること
- 子が1歳2か月に達するまでの間に開始する、連続した14日以上(勤務を要しない日を含む)の育児休業<sup>(※)</sup>を取得し、職場復帰後に1か月以上継続して勤務していること
- 助成対象となった育児休業に関する体験記を県に提出していること

(※)育児・介護休業法に規定する育児休業及び企業が就業規則等に定める育児のための休業・休暇制度



## 助成額

育児休業取得1回につき、事業主及び労働者に対し各5万円(同一労働者に関する支給は1人の子につき1回まで)



## 申請方法

次の書類を県に提出してください。

- 助成金交付申請書兼実績報告書(事業主用)【第1号様式】
- 助成金交付申請書兼実績報告書(休業取得者用)【第2号様式】
- 育児休業に関する体験記(400字程度)

※申請書類の様式は県のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/roseikoyo/1356865510782.html>



## 対象期間・申請期間

(1) 平成31年度対象期間

平成31年3月1日～令和2年2月29日の間に育児休業から復帰したもの

※予算額に達した場合は、対象期間満了前に受付終了となります。

(2) 申請期間

次のうち、いずれか早い時期までに県に申請書類を提出してください。

○ 交付対象となる労働者が職場復帰した日から1か月を経過する日(=申請可能期間開始日)から1か月以内

○ 申請可能期間開始日の属する年度の3月31日

※2月に職場復帰をするケースでは、通常より申請期間が短くなります。助成金の申請を検討している場合は、あらかじめ県へご相談いただくと手続きがスムーズです。



## 申請・問い合わせ先

新潟県産業労働部労政雇用課

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 TEL:025-280-5260 FAX:025-280-5493

○ 男性の育児休業取得促進助成金の制度・申請方法について詳しくは

<http://www.pref.niigata.lg.jp/roseikoyo/1356865510782.html>

イクメン助成金 新潟県

検索